

全国パーキンソン病友の会 三重県支部 規約

【名称および所在地】

第1条 本会は「(一般社団法人)全国パーキンソン病友の会三重県支部」(略称「パーキンソンみえ」)と称し、本会の事務所を会長宅及びまたは事務局長宅に置く。

【目的】

第2条 本会は、県内及び近県に居住するパーキンソン病患者、その家族(遺族を含む、以下同じ)が連帯して、親睦・交流支援活動を行うとともに、関係諸団体との連携および社会的啓発活動等の推進を通じて、パーキンソン病患者の医療、福祉、療養生活の充実、向上を図ることを目的とする。

【事業】

第3条 前条の目的を達成するため、本会は次の事業を行う。

1. 医療知識の講演会、勉強会、研修会、相談会等の開催
2. 患者のリハビリテーション活動の普及
3. 会員相互の協調と親睦に関する活動
4. 会報の発行
5. 有用書籍の充実と活用
6. 趣旨を同じくする他の団体との交流と協力
7. その他本会の目的に沿った事業

【構成】

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した患者、家族(以下「正会員」と称する)をもって構成する。

また、正会員が死亡の場合は、遺族の希望によって「遺族会員」として残ることができる。

第5条 本会の目的に賛同し、財政的援助を行うことを希望するものは賛助会員になることができる。

【機関】

第6条 本会の機関は、総会、役員会とし、必要な地域にはブロックを設けることができる。

【総会】

第7条 総会は、本会の最高決議機関であって、毎年1回開催し、次の事項を決議する。

1. 活動計画と活動報告
2. 予算と決算報告
3. 役員選出と改選
4. 規約の改廃
5. その他の重要事項

第8条 総会を招集するためには、開会日より少なくとも7日前に会議の目的である事を示して会員に通知しなければならない。

第9条 通常総会は、毎年度当初に1回、会長がこれを招集する。

第10条 臨時総会は、審議すべき重要な事項が生じた時、または会員の半数以上が開催を要請したとき、会長が招集してこれを開催する。

第11条 総会は、出席会員をもって成立し、議事は出席会員の過半数をもって決定する。

【役員会】

第12条 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、監事、幹事をもって構成する。

第13条 役員会は、会長が招集し、総会の決議に基づく事項の執行、および総会に付議を要しない事項を審議し執行する。また総会に提出する議案・報告案を作成する。

第14条 役員会は、構成員の過半数をもって成立し、決議は出席役員全員一致を原則とするが、やむを得ない場合は過半数の賛成をもって決定するものとする。

第15条 地域の声を反映する場合、ブロック代表者を招集することがある。

【役員および任務】

第16条 本会には、次の役員を置き、総会から次の総会までの任務を執行する。任期は2年とし、再任を妨げない。

1. 会長(=支部長) 1名
2. 副会長(=副支部長) 1名
3. 事務局長 1名
4. 事務局次長 1名

- 5. 会計 1名以上
- 6. 監事 2名
- 7. 幹事 数名

第17条 役員の任務は次の通りとする。

- 1. 会長は、対外的に本会を代表し、本会の目的を達成するために活動する。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。
- 3. 事務局長は、日常業務を執行し、企画、立案を担当する。
- 4. 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- 5. 会計は、会計事務を担当する。
- 6. 監事は、会務及び会計を監査する。
- 7. 幹事は、会務を分担して担当する。

【役員の選出】

第18条 役員は、役員会が推薦し、総会で承認を受ける。

【ブロックおよびブロック活動】

第19条 ブロックは、会員が本会の趣旨に沿い、地域の特殊性と独自性を尊重して行う活動の地域単位であり、それを認める。ブロックにはブロック代表者を置き、具体的な活動の運営等については、当該ブロックの自主性に委ねる。また当該ブロックの活動結果等については、役員会に報告することとする。

【運営】

第20条 本会の運営に必要な諸経費は、会費、賛助会費、寄付金、およびその他の収入をもって当てることにする。

【会費】

第21条 本会の会費は次の通り。

- 1. 正会員は、年額4,800円とする。但し途中入会の会費は月割りとする。
- 2. 遺族会員は、年額3,000円とする。ただし、正会員死亡に伴う場合は、正会員の払込み済み会費をもってこれに充当する。
- 3. 新入会員は、入会金1,000円を上記に加えて納入する。
- 4. 会費を3か月以上滞納したとき、その理由によっては会員の資格を失う。
- 5. 個人賛助会員は、年額一口5,000円とする。
- 6. 法人賛助会員は、年額一口10,000円とする。
- 7. 途中退会の場合は、いずれの会員であっても理由の如何にかかわらず、会費の払い戻しはしない。

【分担金】

第22条 本会は、「全国パーキンソン病友の会」(全国組織)が定める運営分担金を拠出するものとする。(参考:1,500円/人・年)
また、NPO 法人三重難病連が定める運営分担金を拠出するものとする。(参考:20,000円/年)

【会計年度】

第23条 会計年度は、各年4月1日から翌年3月31日までとする。

【顧問・相談役】

第24条 本会の事業活動の成果を挙げ、患者、家族に対し療養生活などの指導を行うため、顧問を置くことができる。顧問は会員の推挙によって役員会で決定し、会長が委託する。

第25条 相談役は本会のために功績のあった会員の中から選出し、総会で決定する。

【他の団体との連携】

第26条 本会の目的達成のために、県内の特別非営利活動法人三重難病連および関連諸団体と連携して活動を進める。また県内の保健所単位で存在するパーキンソン病患者家族交流会などとの連携した活動を進める。

【委任】

第27条 この規約を施行するうえで必要な事項は、役員会の決議によって決定することができる。

付則 1) この規約の改廃による事項は、総会で決定された日をもって施行する。

2) 本会設立年月日: 2005年8月27日(於設立総会)

付記 1) 規約発効: 2005年8月27日(於設立総会)

2) 規約改訂: 2007年4月8日(於2回総会)

3) 規約改訂: 2008年4月6日(於3回総会)

4) 規約改訂: 2009年4月5日(於4回総会)

5) 規約改訂: 2010年4月4日(於5回総会)

6) 規約改訂: 2011年4月17日(於6回総会)

7) 規約改訂: 2012年4月15日(於7回総会)

8) 規約改訂: 2020年5月7日(於15回総会)

9) 規約改訂: 2021年5月7日(於16回総会)

10) 規約改訂: 2023年5月21日(於18回総会)